

旭川市福祉有償運送ガイドライン（案）

旭川市福祉有償運送運営協議会（以下「協議会」という。）は、福祉有償運送の実施に当たり、以下に掲げる方針に基づき処理するものとする。

（審査）

- 1 申請団体に対する審査は、申請団体要件確認表に従い、道路運送法等の関係法令に基づく関係書類等により行うものとし、旭川市福祉有償運送運営協議会協議実施要領（以下「要領」という。）により確認等を行う。

（審査対象団体）

- 2 協議会は、次の場合に審査を行う。
 - （1）新たに団体が登録申請するとき
 - （2）既に登録をしている団体で、車両を増車するとき

（審査対象外団体）

- 3 福祉車両を所有している登録団体が増車し、セダン型車両を導入する際に、すべての福祉車両の登録を取りやめる場合には審査の対象としない。

（セダン型車両の登録）

- 4 セダン型車両の増車に関する審査において、その必要性について適切な判断を行うため、登録団体からの説明のほか、必要に応じて資料の提出を求めることができる。

（運行管理等の調査）

- 5 協議会は、運送主体の運行管理等について、必要に応じて報告を求めることができる。

（その他）

- 6 この方針に定めるもののほか、方針に関する事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

- 1 この方針は、平成19年7月24日から施行する。